

# 建築主・工事監理者・工事施工者の方へ

建築確認後に、工事監理者及び工事施工者が、決定又は変更した場合には、工事着手前に区へ届けて下さい。

- ・中間検査の特定工程は、建築基準法第7条の3第1項第1号及び同2号により東京都知事が指定した特定工程による  
(平成19年5月18日 東京都告示第765号)
- ・各種報告書は、建築基準法第12条第5項の規定による

1 下記の○印のものについて **必ず報告・提出**して下さい。

	○印	項目	様式	報告又は提出時期	連絡先・提出先
中間検査		特定工程における中間検査 ・ ①S造、SRC造、その他これらに類する構造 → <u>1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事</u> ・ ②RC造、その他これらに類する構造 → <u>2階のはり及び床の配筋工事</u> ・ ③木造 → <u>屋根工事</u> ・ ①～③以外の構造 → <u>2階の床工事</u>	有	特定工程に係る工事を終えた日から <u>4日以内</u> に申請して下さい。 検査日の調整については、検査希望日の2週間前までに審査グループと打ち合わせをして下さい。(電話可) ※中間検査チェックシートを添付して下さい。書式は区ホームページでのダウンロード又は、建築指導課窓口で配布をしています。	*連絡・事前打合せ 審査グループ TEL3579-2573 *申請書受付 事務グループ TEL3579-2571 ※電話連絡の場合は 確認番号・場所・ 建築主を明確に して下さい。
報告・提出	試験結果	・ 地質調査結果報告書 ・ 地耐力試験結果報告書 ・ 支持地盤(ローム層)の確認	任意 任意 任意	着工前 着工前 基礎工事着手前報告	*構造グループ TEL3579-2579 各様式については、区ホームページでのダウンロード又は、建築指導課窓口で配布しております。
		杭耐力試験結果(地盤改良を含む)報告書	任意	試験完了後	
	工事施工計画	・ 杭(地盤改良を含む)工事施工計画書 ・ 建築工事施工計画報告書 ・ 鉄骨工事施工計画報告書 ・ 溶接作業工場の認定書の写(昭和56年建設省告示第1103号)	任意 有 有 任意	特記なき場合は、着工の <u>7日前</u> までに文書で報告して下さい。	
	その他	・ JIS適合証明書(鉄筋ミルシート等) ・ 材料試験結果報告書 ・ 基礎及び躯体等の施工写真	任意	※中間検査がある場合 特定工程まで…中間検査時 特定工程以降…躯体工事完了後 ※中間検査がない場合 躯体工事完了後	
施工結果等	・ 建築工事施工結果報告書 ・ 鉄骨工事施工結果報告書 ・ 鉄骨工事報告書 ・ 工事監理報告書	有 有 有 有	躯体工事完了後 建方工事完了後 建方工事完了後 躯体工事完了後 ※いずれも完了検査前に提出して下さい。		

※ 設計変更が生じた場合は、速やかに各担当者に連絡し、打ち合わせをして下さい。

2 板橋区建築基準法施行細則(都細則に準ずる)第11条の4第3項における下記の区分ごとに、完了検査までに同項の規定により定められている建築設備工事監理状況報告書等を提出して下さい。

ア F $\geq$ 3(地階を除く)、A $\geq$ 500m <sup>2</sup> の建築物	第10号様式の4、別記第1号、別記第1号の2	*設備グループ TEL3579-2577
イ ア以外の建築物	第10号様式の5、別記第2号、別記第2号の2	

建築基準法第90条第1項の規定に基づく建築工事現場の危害防止について

建築の工事施工にあたって、建築基準法関係法令に規定された技術的基準(下記条項)に従って、工事施工に伴う危害を防止するため万全の措置をとって下さい。特に根切り工事、山留工事、落下物の防護等について注意して下さい。

★建築基準法第90条・建築基準法施行令第136条の2の20～第136条の8

★建設省告示第91号(昭和39年1月27日) 改正 建設省告示第1443号(平成5年6月25日)

# 建築工事等の工事現場における落下物による危害を防止するための措置に関する基準

- 第一 建築工事等の工事現場の周囲その他落下物による危害防止上必要な部分は、次の各号に定めるところにしたがって、鉄網又は帆布でおおわなければならない。
- 一 鉄網は、次のイからニに適合するものでなければならない。
    - イ 鉄網製キツ甲金網又はこれと同等以上の効力を有すること。
    - ロ 日本工業規格G3532（鉄線）に規定する亜鉛メッキ鉄線に適合する材料で線径が0.9ミリメートル以上であること。
    - ハ 呼称網目が10ないし16（網目にあつては12ミリメートル以下、網目の大きさにあつては2メッシュ以上）であること。
    - ニ 網目の不ぞろい、破れ、さけ、材料傷、網みはずれ、織りはずれ、腐食等の欠点がないこと。
  - 二 帆布は、次のイからニに適合するものでなければならない。
    - イ 日本工業規格L1068（織物の引張試験方法）に規定するストリップ法（織物の種類は重布類）における引張強さ（キログラム）と伸び（ミリメートル）との積の値が4500以上となる耐力を有すること。
    - ロ 日本工業規格A1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）に規定する試験において防炎2級に合格すること。
    - ハ 四周、隅角部及び取り付け穴等を布、鳩目打ち等によって補強してあること。
    - ニ 破れ、織りむら、著しい老化等の欠点がないこと。
  - 三 鉄網は、次のイからニに定める方法によって取り付けなければならない。
    - イ 最上部で、足場等の骨組（以下「骨組」という。）に30センチメートル以下の間隔で緊結し、垂れ下げること。
    - ロ 最下端で、めくれ等のないよう骨組に取りつけること。
    - ハ 鉄網を相互に15センチメートル以上重ね合わせ60センチメートル以下の間隔でとじ合わせる等すき間のできない措置を講ずること。
    - ニ 骨組への取り付けは、鉄網を支持するのに十分な耐力を有する亜鉛メッキ鉄線等で行なうこと。
  - 四 帆布は、次のイからハに定める方法によって取り付けなければならない。
    - イ 四周を骨組に45センチメートル以下の間隔ですき間のできないように取りつけ、たるみ等のできないように張ること。
    - ロ 帆布を相互に張り合わせる場合は、すき間のできないようにとじ合わせること。
    - ハ 骨組への取付けは、帆布を支持するのに十分な耐力を有するなまし鉄線等で行なうこと。
- 第二 建築工事等の工事を行なう部分が、地盤面から10メートル以上の高さにある場合は落下物による危害防止上必要な部分の周囲に次の各号に定めるところにしたがって防護柵を1段以上、建築工事等の工事を行なう部分が20メートル以上の高さにあたる場合には2段以上設けなければならない。
- 一 防護柵は、次のイ及びロに適合するものでなければならない。
    - イ 板状のものですき間がないこと。
    - ロ 木板にあつては、厚さが1.5センチメートル以上、金属板等その他の材料にあつては、これと同等以上の効力を有する厚さであること。
  - 二 防護柵は、次のイ及びロに定める方法によって取り付けなければならない。
    - イ 骨組の外側から水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とすること。
    - ロ 風圧、振動、衝撃等で脱落しないよう骨組に堅固に取りつけること。
  - 三 最下段の防護柵は、建築工事等の工事を行なう部分の下方10メートル以内の位置に設けなければならない。
- 第三 鉄網等を取り付ける骨組は、これらを支持するのに十分な耐力を有する構造としなければならない。